

▶乳幼児健康診査・健康相談・育児学級等の再開のお知らせ◀

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止していた健康診査等を下記のとおり順次再開します（今後の状況の変化により、事業を中止・変更する場合があります）。最新情報は、市ホームページ等でお知らせします。

■乳幼児健康診査・健康相談

7月から4か月児健康診査・10か月児健康相談・1歳6か月児健康診査を再開しています。
また、2歳児健康相談・3歳児健康診査は対象を2歳6か月頃・3歳6か月頃へ変更し、12月から行います。
対象のお子さんには個別に通知します。

■相談・育児学級事業等

10月から再開します。

●赤ちゃんを迎える準備 会場：健康推進課（保健センター内） ☎ 24- 2 0 0 3  はにぼんチャレンジ対象事業

| イベント | 内容 | 日時 | 対象 | 申込 |
|-----------------------|-------------------------------|---|---------------|----------------|
| おや親タマゴ「はじめて生活withベビー」 | 妊娠中の生活・栄養・赤ちゃんのお風呂の入れ方・妊婦体験など | 10月24日(土)・11月14日(土) 午前9時30分～正午 ※終了時刻は前後する場合があります。 | これからママ・パパになる方 | 随時受付 健康推進課へ |

●赤ちゃんが生まれたら 会場：健康推進課（保健センター内） ☎ 24- 2 0 0 3

| イベント | 内容 | 日時 | 対象 | 申込 |
|------|---------------------|--|---------------------|--|
| 母乳相談 | 母乳の量、授乳の仕方等に関する母乳相談 | 10月30日(金)・11月16日(月) 午前9時30分～11時 (30分ごとに実施) | 生後4か月頃までのお子さんとその保護者 | 定員あり。各実施月の1日から健康推進課へ ※母乳相談は初回相談者のみ。 |

※お子さんの成長や育児、栄養に関するご相談は、随時受け付けています。ご心配なことがありましたら、健康推進課（保健センター内）までご連絡ください。また、計測をご希望の方は、子育て支援センター・児童センターでも実施しています。

ロタウイルス予防接種の定期接種が始まります

予防接種法の改正により、10月1日からロタウイルスワクチンが定期予防接種となります。

対象者には、個別に予診票を配布します。接種を希望する方は、予診票を持参のうえ、契約医療機関で接種を受けてください。なお、対象者で予診票が届いていない場合や、転入等で予診票が届いていない場合は、健康推進課へお問い合わせください。

対象

令和2年8月1日以降に生まれたお子さん

※すでに一部の接種を任意接種として行った場合は、残りの接種を定期接種として接種できます。

接種期間・回数

初回は、生後6週から生後14週6日までに接種

◆ロタリックス®（1価）は、生後6週から生後24週までに2回（接種間隔は27日以上）

◆ロタテック®（5価）は、生後6週から32週までに3回（接種間隔は27日以上）

※ロタウイルスワクチンは2種類あり、接種期間と回数が異なります。最初に受けたワクチンと同じ種類を接種してください。

自己負担額 無料

※10月1日より前に接種した場合や、上記接種期間・接種回数と異なる接種をした場合は、任意接種となり、全額自己負担となります。



★健康推進課（保健センター内） ☎ 24- 2 0 0 3

幼稚園・認可外保育施設の副食費を補助します

幼児保育の無償化にともない、新制度に移行していない幼稚園、認可外保育施設の利用者に、給食費として実費徴収している費用のうち「副食費」を補助します。

●対象

次のすべてを満たすお子さんと同一世帯の保護者

1. 市内在住で新制度に移行していない幼稚園、認可外保育施設に通っている
2. 市民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯、又は第3子以降の子どもである

●補助内容

給食費として実費負担している費用のうち「副食費」（令和2年4月分から令和3年3月分の支払分が対象）

●申請

令和3年3月31日(木)までに、必要書類を添えて子

育て支援課(市役所2階)へ

●用意

- ・子育て支援課で配布する申請書、請求書
- ・月ごとの実費負担額（副食費が分かるもの）に係る領収書
- ・認印（朱肉を使うもの）
- ・保護者の振込先口座番号が分かるもの(通帳の写し等)



保育所・幼稚園等で購入した文房具等の購入費用の一部を補助します

保育所・幼稚園等で使用する日用品、文房具等の購入に要する費用及び行事への参加費等を月額2,500円まで補助します。

●対象

次のすべてを満たすお子さんと同一世帯の保護者

1. 市内在住で保育所、幼稚園等に通っている
2. 生活保護世帯、又は住民税非課税世帯のうち次の①②のいずれかに該当する世帯
 - ①母子及び父子家庭で、児童を扶養している方
 - ②次のいずれかに該当する方がいる世帯
 - ・身体障害者手帳の交付を受けた方
 - ・療育手帳の交付を受けた方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
 - ・特別児童扶養手当の支給対象児
 - ・障害基礎年金等の受給者
3. 日用品・文房具等の購入費用、行事への参加費用等の実費負担がある方

●補助内容

文房具等の費用として保育所等に支払った実費で月額上限2,500円（令和2年4月分から令和3年3月分の支払分が対象）

●申請

令和3年3月22日(月)までに、必要書類を添えて子育て支援課（市役所2階）へ

●用意

- ・子育て支援課で配布する申請書、請求書
- ・月ごとの実費負担額が分かる書類（領収印が押された集金袋等）の写し
- ・認印（朱肉を使うもの）
- ・保護者の振込先口座番号が分かるもの（通帳の写し等）

